令和8年度診療報酬改定における対応(案)

中医協 総-1-2

7.11.28

診調組 税-27.11.28

○ 令和7年度の第25回医療経済実態調査に回答いただいた医療機関等を対象として、消費税負担(5~10%部分)の診療報酬による補てん状況の把握を実施し、これを基に医科、歯科、調剤を合わせた全体の補てん率を計算すると、令和5年度103.1%、令和6年度100.3%となった。

- このため、令和8年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わないこととしてはどうか。
- 一方で、令和元年に行われた消費税率10%への引上げ以降、診療報酬改定を重ねてきていること等を踏まえ、
 - ・ 今後も補てん状況の把握を行うべきか
 - 行う場合にどのように把握を行うか
 - ・ 個別の医療機関間でのバラつきに対応できる診療報酬上の対応の方法があるか

等について、引き続き議論を行うこととしてはどうか。

令和6年度の補てん状況 (1施設・1年間あたり)	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	(参考) 全体補てん率
補てん差額(A-B)	66千円	2,164千円	▲ 95千円	▲ 83千円	22千円	
補てん率(A/B)	101.5%	104.9%	93.5%	90.1%	103.7%	100.3%
集計施設数	(2,836)	(804)	(2032)	(465)	(1,064)	

令和5年度の補てん状況 (1施設・1年間あたり)	医科全体	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局	(参考) 全体補てん率
補てん差額(A-B)	151千円	2,692千円	▲ 46千円	▲ 27千円	44千円	
補てん率(A/B)	103.4%	106.3%	96.8%	96.6%	107.5%	103.1%
集計施設数	(2,838)	(805)	(2033)	(464)	(1,064)	

[※] 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の値は、施設の類型別に算出した値を、施設数に応じて加重平均したもの。

(A)報酬上乗せ分(B)5%相当負担額

[※] 医科全体の値は、病院、一般診療所の値を施設数に応じて加重平均したもの。

[※] 全体の補てん率は、病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の値を国民医療費の構成比率等によって算出したもの。

[※] 調査年度ごとに、外れ値を除いているため集計施設数、平均病床数は必ずしも一致しない。